

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和3年6月16日（水）午前9時30分
閉会日	令和3年6月16日（水）午前10時33分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 岡崎つよし 副委員 長 富田えいじ 委 員 青山直道 川合保生 木村さゆり さとうゆみ 田崎あきひさ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 次長（行政、財政担当） 加藤英之 次長（事務処理適正化、行政改革担当） 福岡隆也 福祉部長 川本満男 次長兼福祉課長 近藤かおり 課長補佐（福祉協働、障がい福祉担当） 岡藤彰彦 課長補佐（保護担当） 水草 純 教育部長 角谷俊卓 次長 山端剛史 教育総務課長 貝沼圭子 庶務教育係長 宇井正幸 計 12 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

所管事務調査

Ⅰ 社会福祉協議会の生活困窮者支援

(1) 生活福祉資金(特例貸付)の利用状況について

(2) 生活困窮者の相談支援の状況について

福祉課長 特例貸付には、緊急小口資金と総合支援資金がある。緊急小口資金は、当面の生活のための緊急一時的な生活費が必要な世帯へ、最大 20 万円の融資を行うものである。総合支援資金は生活再建までの間、原則として 3 か月間、1 か月あたり最大 20 万円の融資を行うものであり、延長や再貸付と合わせて最長で 9 か月間利用できる。

令和 3 年 4 月 30 日現在の実績は、相談件数は延べ 1,499 件、緊急小口資金の決定件数は累計で 352 件、総合支援資金の決定件数は累計で 187 件である。

特例貸付の制度は、従来の貸付の審査基準を緩和して速やかに融資を開始できるよう、令和 2 年 3 月 25 日から始まった。当初は令和 2 年 7 月 31 日までとされていたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長引いていることから、複数回にわたって実施期間が延長されており、現在は令和 3 年 8 月 31 日まで申請が可能となっている。ただし、総合支援資金の延長貸付申請については 6 月 30 日で終了する。

特例貸付の利用者については、相談と合わせて生活困窮者自立支援事業へつなぎ、住宅確保給付金、就労支援などを案内する他、緊急対応としてフードバンクの利用や食料支援も行っている。外国人など日本語での会話が困難な人は、外国語のできる職員や翻訳アプリなどにより対応している。

貸付けの決定後も、制度の変更については担当職員から案内し、生活状況とともに貸付期間の延長が必要かどうかを確認している。

貸付けの償還免除については、資金種類ごとに審査がある。総合支援資金は初回貸付、延長貸付、再貸付の 3 段階それぞれで審査がある。借受人と世帯主が住民税非課税であれば償還免除の対象になるとされているが、現在のところ償還はまだ開始しておらず、詳細は今後示されると考えている。

生活困窮者の相談支援の状況について、新規の相談件数は、令和2年度は283件で、前年の約3倍であった。住居確保給付金の決定件数も、令和2年度は37件で、前年に比べ大きく増加した。貸付けの窓口からつながったケースが多く、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したという相談が半数以上を占めている。

食料支援については、市社会福祉協議会が実施したひとり暮らし学生を対象とした支援は延べ339人が利用した。長久手市が実施した食の支援は、123人164食の利用があった。

さとう委員　　まず緊急小口資金を借り、その後に総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を受けて、全ての貸付けを受けた人が一般会計補正予算（第5号）にある生活困窮者自立支援金の対象になるということでしょうか。

福祉課長　　そのとおりである。

さとう委員　　令和2年度に行った困窮世帯支援金の支給実績はどのようなか。

課長補佐（保護担当）

支給人数は107人で、金額は合計137万5,000円であった。

さとう委員　　緊急小口資金の決定件数は累計で352件との説明であった。困窮世帯支援金の受給者が107人ということは、対象者に自動的に支援金が支給されるわけではなく、支給申請が必要ということか。

福祉課長　　困窮世帯支援金は、緊急小口資金を借りた後3か月経っても収入状況が改善しない人が対象であり、全ての緊急小口資金利用者へ、3か月経過した頃に市社会福祉協議会から通知を郵送し、支給対象となる場合は申請していただいで支給した。

わたなべ委員　　緊急小口資金と総合支援資金の申請窓口はどこか。

福祉課長　　市社会福祉協議会である。

わたなべ委員　　窓口の担当者は正規職員か、臨時的任用職員か。

福祉課長　　臨時的任用職員もいるが、主に正規職員で対応している。

さとう委員　　貸付けの利用者は外国人の割合が多くなっていると聞くが、どのくらいか。また、外国語のできる職員が対応しているとのことだが、問題はないか。

福祉課長　　外国人の割合は、貸付けについては把握していないが、生活困窮の相談については約9パーセントである。

市社会福祉協議会に確認したところ、相談者の母国語が英語だけではなく他の言語の場合もあり、翻訳アプリを使ったり、身振り手振りで理解を補ったりしているとのことだが、トラブルになったという報告はない。

木村委員　　令和3年度に入ってから貸付けの状況はどのようなか。

課長補佐（保護担当）

緊急小口資金は4月が14件、5月が15件である。総合支援資金は4月が23件、5月が24件である。

木村委員 新型コロナウイルス感染症の収束はまだみえない状況であり、この貸付けの体制はまだ必要と考えるか。

福祉課長 特例貸付の制度が8月末まで延長されたことから、しばらくは困窮者支援や貸付事業の実施が必要と考えている。

わたなべ委員 電気代や電話代の緊急な支払いのために貸付けをするはやぶさ資金については、利用は1回のみか。

福祉課長 1回につき最大3万円の貸付けができることになっているが、再度貸付けをする場合は、前の貸付金の償還が全て終わってからであると聞いている。

木村委員 緊急小口資金や総合支援資金の利用者に就労支援をして、仕事につながったケースはあるか。

福祉課長 特例貸付の利用者の多くは自営業で転職は難しく、本業を維持しながら収入を補うために別の仕事につなげたケースはある。

木村委員 その仕事探しは、市や市社会福祉協議会が支援したのか、相談者が自分で探したのか。

福祉課長 市のハローワーク巡回相談や、市社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業の相談員が支援したケースもあれば、本人が自分で探したケースもある。

わたなべ委員 住居確保給付金の利用実績はどのようなか。

福祉課長 令和2年度は37件の利用があった。支給期間については、2か月で収入状況が改善して支給を終えた人もいれば、基本の支給期間の3か月を経ても改善せず、最長9か月まで延長した人もいる。

さとう委員 総合支援資金は初回、延長、再貸付の3回利用できるとのことだが、決定件数の累計187件について、実件数としては何件になるか。

福祉課長 把握していない。

わたなべ委員 家計改善支援事業の利用実績はどのようなか。

福祉課長 新規の相談件数は令和元年度は11件、令和2年度は8件である。

障がい者や要介護の人向けの権利擁護の支援の対象にはならないが、家計の管理が難しい人に、家計改善支援員が長期にわたって関わりながら支援する事業である。

2 長久手市教育振興基本計画(2019年度~2028年度)の基本目標Ⅱ 基本施策(5)「財政

「的な支援等の充実」の現状(教育総務課所管分)について

教育総務課長 就学援助費は、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、教育に係る経済的負担を軽減して教育の機会均等に寄与することを目的として実施している。市民税が非課税の人、児童扶養手当の受給者、経済的に困窮している人を対象に、学用品費、校外活動費などを援助する。令和3年4月1日現在の認定者は小学生217人、中学生122人の合計339人であるが、申請を随時受け付けているので、年度途中で増加する。

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減して教育の機会均等に寄与することを目的として実施している。一定の所得金額未満の人を対象に、学用品費、校外活動費などを援助する。令和2年度末現在の認定者は、小学生23人、中学生8人の合計31人である。

私立高校授業料補助は、令和2年4月、国の制度改正による上限額引き上げ及び愛知県の支援拡大により高等学校の授業料が実質無償化されたため、令和元年度をもって廃止した。

給付型奨学金制度については、現在のところ実施する予定はない。義務教育である小中学校の児童・生徒が増加しており、教育環境の整備等、急務に対応していきたい。

木村委員 就学援助費について、令和元年度、令和2年度の実績はどのようなか。

教育総務課長 令和元年度末現在で314人、令和2年度末現在で353人である。

木村委員 若干の数字の増減はあるが、コロナ禍による影響が大きく出ているということはないか。

教育総務課長 急激な変化はない。

わたなべ委員 小学生から中学生へ引き続き就学援助を受けている人はどのくらいか。

教育総務課長 把握していない。

さとう委員 他の自治体は、市民税が非課税の人、児童扶養手当の受給者を就学援助の対象としているが、本市は、その条件には該当しないが経済的に困窮している人も対象としている。令和3年4月1日現在の認定者339人には、このような人も含まれているか。

教育総務課長 含まれている。

川合委員 私立高校授業料補助について、国や県の支援が拡大されたとのことだが、他の市町では補助を継続しているところが多いと聞く。当市はなぜ廃止したのか。

次長 当市が廃止した経緯の1つとして、私立高校へ進学する背景が少子高齢化により変化したことが挙げられる。この補助金の目的は、公立私立の保

護者負担の格差是正を図り、教育機会均等化の原則を確保することであったが、近年、私立高校の経営の方針転換や、特進クラス設置などの付加価値の増加によって、自ら進んで私立高校に進学させる保護者が非常に多くなってきた。国や県の支援も拡充し実質無償化されたことから、議会にも説明して廃止を認めていただいた。

川合委員 公立高校志望だったが合格できず、私立高校に進学するケースもある。当市は比較的収入の高い世帯が多いとはいえ、年額1万2,000円であっても補助してほしいという声がある。

次長 市は、義務教育である小中学校の施策だけ実施すればよいという考えか。限られた予算をどのように配分するかを考えたとき、貧困に対する施策としては、やはり援助を必要としている小中学生が増えているため、義務教育の施策として重点的に注力したい。

さとう委員 市民から、私立高校授業料補助を再開してほしいという意見は市に寄せられていないか。

次長 寄せられていない。

川合委員 就学援助費の支給総額はいくらか。

教育総務課長 令和2年度の支給総額は約2,550万円である。

田崎委員 令和3年4月1日現在の就学援助費認定者は、小学生、中学生それぞれ全体の何パーセントか。

次長 詳細な数字は把握していない。小中学生の総人数から計算すると、5.2パーセントとなる。

さとう委員 兄弟で認定を受けている人もいると思うが、世帯数としては何世帯になるか。

次長 把握していない。

田崎委員 給付型奨学金制度について、平成28年の時点では県内14自治体に取り組んでいる。現在の状況はどうか。

教育総務課長 把握していない。

田崎委員 平成28年9月議会の一般質問に対する答弁では、義務教育までと高等教育以降の支援について、市の体制のすみ分けがきちんできていないということであった。8年経った現在の状況はどうか。

次長 8年の間に制度改正等もあり、教育に係る背景は変わってきた。その都度必要な対応をとってきたが、義務教育と高等教育の支援体制のすみ分けについてはまだできていない。

委員長 閉会宣言

午前10時33分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和3年6月16日

教育福祉委員会委員長 岡崎つよし